

平成20年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成20年9月8日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	監 査 委 員 深 堀 金 次 郎 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 市長の行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度勝浦市一般会計補正予算)

第6 議案上程・説明

議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定について

議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算

議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第60号 決算認定について

(平成19年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第61号 決算認定について

(平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第62号 決算認定について

(平成19年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)

議案第63号 決算認定について

(平成19年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第64号 決算認定について

(平成19年度勝浦市水道事業会計決算)

第7 報告

報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第8 休会の件

開 会

平成20年9月8日(月) 午前10時00分開会

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成20年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（水野正美君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。関事務局長。

〔事務局長 関 修君登壇〕

○事務局長（関 修君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成20年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと存じます。

初めに、常任委員会の視察調査について申し上げます。

去る8月26日、27日の2日間、建設経済常任委員会が南信州観光公社の事業運営についての調査のため、長野県飯田市を視察いたしました。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月3日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間とするということであります。日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第50号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

次に、議案第51号から議案第64号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、議案第56号の一般会計補正予算につきましては、担当課長から補足説明を受ける。

続いて、報告第4号及び報告第5号について市長から報告を受け、議案第60号から議案第64号の決算認定について並びに報告第4号及び報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資産不足比率に対する監査委員からの決算審査意見、財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、散会する。

第2日目の9月9日は、議案調査等のため休会とし、第3日目の9月10日は、定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は4名であります。

第4日目の9月11日から第8日目の9月15日までは議事都合により休会とし、第9日目の9月16日は、定刻午前10時に開会し、議案第51号から議案第64号までを逐次上程し、質疑を行い、その後、請願2件、陳情1件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

なお、議案第60号から議案第64号までの5件につきましては、いずれも決算認定についてでありますので、議長が指名する9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いすることとなります。この委員の選任につきましては、各会派等の議席数割とし、議長の指名により選任されるものと存じます。

第10日目の9月17日から第16日目の9月23日までの7日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、9月17日に総務常任委員会を、9月18日に教育民生常任委員会を、9月19日に建設経済常任委員会を、それぞれ午前10時から開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月24日は、午後1時から本会議を開いていただき、逐次、議案、請願、陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

その後、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、2件の追加議案の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て採決をお願いする。

次に、発議案第8号及び発議案第9号を上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

さらに、請願及び陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

次に、会議規則第157条の規定に基づく議員の派遣についてを諮っていただくとともに、各常任委員会の所管事務調査につきまして、会議規則第97条及び第103条の規定に基づく閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして、諸般の報告を終わります。

市 長 の 行 政 報 告

○議長（水野正美君） 日程第2、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成20年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、勝浦小学校改築事業についてであります。平成18年11月の新校舎完成に引き続き、平成19年度及び20年度の2カ年事業で旧校舎の解体工事並びに校庭内の土壌入れかえ、排水及び防球フェンス整備を主とする屋外教育環境整備工事を実施し、本年6月末をもって本事業のすべてが完了いたしました。事業費は7,352万4,000円で、解体工事は大成建設株式会社、屋外教育環境整備工事は株式会社屋代工務店が施工いたしました。

次に、沢倉、新官、部原を通る小湊鉄道株式会社の路線バスの運行についてであります。去る9月1日から1日5往復で運行を開始しております。このバスの運行については、地域住民や議会等からの要望を踏まえ、小型バス購入費を小湊鉄道株式会社に対して市が全額補助を行うことで実現したものであります。連日多くの方が利用されており、今後とも地域住民の足として重要な役割

を果たすものと期待しております。

次に、平成20年度夏季海水浴客の入り込み状況について申し上げます。今年の夏は、一部の海水浴場を除き、7月19日土曜日から8月24日日曜日までの37日間開設いたしました。本年は台風の影響もなく、天候に恵まれ、7月中の入り込み数は昨年と比較し、約1万8,000人増の6万2,000人でしたが、8月は原油高の影響もあってか、昨年より約9万7,000人減の20万7,000人となり、開設期間合計で、昨年と比較し約7万9,000人減の26万9,000人でした。

次に、海中公園センターの7月、8月の入園者数につきましては、昨年比1,052人増の3万5,675人でありました。

夏の恒例イベントであります勝浦若潮まつり花火大会は、天候にも恵まれ、昨年比2,000人増の4万1,000人の来場者がありました。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（水野正美君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（水野正美君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、板橋甫議員及び伊丹富夫議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（水野正美君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、市長提出議案を上程いたします。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説

明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第50号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であり、平成20年6月22日の大雨により被害を受けた道路8カ所、河川4カ所に係る復旧に要する経費及び豊浜ソフトボールクラブの全日本小学生男子ソフトボール大会への出場決定並びに勝浦ドリームズの関東小学生男女ソフトボール大会への出場決定による補助金の交付等で、緊急を要することから6月23日に専決処分したものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に2,037万7,000円を追加し、これにより予算総額は68億668万4,000円となりました。

歳出予算については、教育費に175万7,000円を追加し、災害復旧費に1,862万円を追加したものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金667万円、繰越金1,040万7,000円、市債330万円を追加計上したものであります。

以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） この補正に対して、私は反対とか、そういうのではなくて、賛意を表するものでありますが、ただ、今、提案理由の説明をお聞きしまして、これこれ、こういうために支出したんだという提案理由の説明はいいのですが、私も一応、承知はしておりますが、しかし、専決で既に消化しているわけですから、例えば教育費で、8月9日から10日にかけての勝浦ドリームズがどういう結果であったのかとか、あるいは8月2日から5日の大会での勝浦の代表がどうであったのかということの説明というか、結果報告がない、これは不十分ではないかというふうに思うんです。

もう一つ、災害復旧費にいたしましても、全部をやれとは言いませんが、例えば、先ほど行政報告で市長が、小型バスによる、旧市道に小湊バスの運行と、非常に乗合客も多くてという報告がありました、非常に結構な話なのですが、ただ、その路線、部原川津勝浦線ですか、これの工事請負費、測量設計、合わせて2,000万近くあるわけですが、私も現場を見ましたが、まだ完成はもちろんしていない、それは完成していないのは当然なのですが、しかし、新たにその路線をバスが通る中で、とりあえずは安全対策はやってあるのだろうけれども、その辺がどういうふうなことでバス運行による、あるいはほかの一般通行の車や徒歩の人たちの安全対策がとられているのか、そういうことも含めて、専決ですから、既にやっているのですから、そういう報告くらいはするのが当たり前だと思うのですが、そういう点で答弁をいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。野球の結果でございますが、豊浜ソフトボールクラブ、これは全国大会でございます。第22回全日本小学生男子ソフトボール大会の結果でございます。赤とんぼスポーツ少年団、これは岐阜県のチームでございますけど、ここと対戦をいたしまして、1回戦、2対0で負けております。

それから、関東大会のほうでございますけど、勝浦ドリームズ、このチームは諏訪町育成会、埼玉県のチームでございますけど、1回戦、4対2で勝ちまして、2回戦、市毛ソフトボールスポーツ少年団、これは茨城県のチームと対戦いたしまして、10対0で負けております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。部原川津勝浦線の崩落によりまして道路が一部片側通行になっております。それにつきましては、安全対策といたしましては、仮設の信号等で交互交差、そして土砂崩落がないように仮設防護柵、そして、のり面の上部におきましては、ブルーシート等で覆いまして、雨が降れば多少の崩落はありますけども、それ以上の崩落はないように、ブルーシート等で覆って安全対策に十分配慮しております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 災害復旧のほうですが、今、ブルーシートで覆って安全対策と言うけれども、私も入念に見てみましたが、ブルーシートでは安全対策にならないだろう。だから、判断上、目視、あるいはその他によって、いつ大雨が来るかわからないわけです。だから、それに対して、大丈夫だという判断に立ったのかどうかなんです。それでないと、バスが今度通ったからだけではなくて、あそこを通らないとかなり大回りになってしまう漁業者の方もいるわけですけど、地域住民の生活道路ですから、そういう点で、工事完成前であっても、安全対策だけは十二分にやっておく必要があるだろうというふうに思うんだが、もう一度その辺はお願いしたい。全体として、もう既に消化したものに対する専決処分の提案のとき、さっき私が指摘したように、結果が出たものについては当然、提案理由の中で説明していくという姿勢が必要だろうというふうに思うのだけれども、そういう点についてもあわせてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答えします。道路パトロール等、少なくとも1週間に1度ないし10日に1回程度巡回いたしまして、今後、安全面に対して注意をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） お答えいたします。ただいまのご質問、特に専決処分の提案の際にご質問にありました、事業が済んでいる分についての内容の説明、あるいは報告ですか、それにつきましては、今後、事業内容等によりまして配慮してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第50号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は承認されました。

議案上程・説明

○議長（水野正美君） 日程第6、議案を上程いたします。

議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第51号から議案第55号までの提案理由について、説明を申し上げます。

初めに、議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定についてであります。提案理由の説明前に条例制定の背景について申し上げます。

勝浦市では、「語り合う海と緑の耀くまち“かつうら”」をまちづくりのテーマとして各種事業を実施してまいりました。

しかし、市の財政状況は厳しく、必要な資金をすべて税収で賄うことが困難となってまいりました。

また、このたびの地方税法改正により寄附金控除が拡大され、ふるさとに対する寄附が促進されたところであります。

そこで、新たな資金の調達方法として、勝浦市を応援しようとする個人または団体から寄附金を募り、基金を設置し、それを財源に勝浦市に対する思いを実現化し、多様な人々の参加による活力あるふるさとづくりに資すること、また、寄附者がまちづくりに対して関与したと実感できるようにすることを目的に、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、公益法人制度の改革を目的として、平成18年6月2日に公布され、本年12月1日に施行されることに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について申し上げます。

初めに、勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正ですが、今回の法律改正で認可地縁団体に係る規定が改められたことによるものであります。改正前の地方自治法における認可地縁団体に係る規定では、主に地方自治法第260条の2で規定され、同条第15号において民法の規定の多くが認可地縁団体に準用されていましたが、これらの規定が削除されたことによるものであります。

次に、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、改正規定で公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正され、職員の派遣先団体に係る規定の題名等が改められたことによるものであります。

次に、勝浦市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正についてであります。今回の法律改正により、社団または財団の設立根拠とされる民法第34条が削られることに伴い、従来の社団または財団は民法による設立根拠を失うこととなり、民法第34条の規定により設立された社団または財団であって、本年12月1日に現に存するものは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人または一般財団法人として存続することとなったことによるものであります。

次に、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律が本年6月18日に公布され、9月1日に施行されたことに伴い、同法から引用する条項等に移動が生じたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、平成20年度の税制改正において寄附金税制が改正されたことに伴って行われる、本年9月の千葉県県税条例の改正に合わせ、個人住民税の課税上の必要があることから、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について申し上げます。

勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な内容は、条例で制定する控除対象となる寄附金に、県内に主たる事務所、または事業所を有する法人、または団体に対する寄附金、県内の学校教育法に規定する学校に対する寄附金、県内で社会福祉法に規定する社会福祉事業を営む法人に対する寄附金等を追加しようとするものであります。

次に、議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、去る7月29日、木更津市北浜町1番地、小高芳男氏より、現行の小高御代福祉基金に積み立てて、老人福祉のために活用していただきたいと1億円の寄附がありましたので、本条例において所要の改正をしようとするものであります。

以上で議案第51号から議案第55号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） 次に、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

す。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第56号から議案第59号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の設定及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に2億8,361万1,000円を追加し、予算総額を70億9,029万5,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、賦課徴収費を主に2,103万1,000円を追加し、民生費においては、小高御代福祉基金積立金を含む社会福祉総務費を主に1億4,960万5,000円を追加し、衛生費におきましては、塵芥処理費を主に2,089万円を追加し、農林水産業費におきましては、林業費を主に551万2,000円を追加し、土木費におきましては、道路橋りょう総務費を主に1,655万円を追加し、消防費におきましては、消防施設費に717万円を追加し、教育費におきましては、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業費を主に2,855万9,000円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費に3,429万4,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に分担金及び負担金37万8,000円、使用料及び手数料130万1,000円、国庫支出金5,546万2,000円、県支出金966万8,000円、財産収入10万5,000円、寄附金1億3万円、繰越金8,897万1,000円、諸収入10万円、市債2,770万円を追加計上し、繰入金10万4,000円を減額しようとするものであります。

債務負担行為におきましては、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託料に係るもので、事業費1,680万円を限度額として、平成20年度から平成21年度まで債務を負担しようとするものであります。

地方債におきましては、自然災害防止事業債ほか4件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に1,180万9,000円を追加し、予算総額を26億6,679万3,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、総務費にレセプト整理に係る経費として27万円、諸支出金に療養給付費等国庫負担金返還金等、平成19年度分精算に係る経費として1,153万9,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に繰入金27万円、繰越金1,153万9,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、平成19年度決算に係る精算額の確定に伴うものであります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算から10万8,000円を減額し、予算総額を2億9,180万9,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、諸支出金10万8,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金43万2,000円、県支出金10万8,000円を追加計上し、支払基金交付金64万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,135万円を追加し、予算総額を15億2,200万3,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、要介護認定者の調査件数の増加に伴い、認定調査費に15万6,000円を追加しようとするものであります。

諸支出金におきましては、償還金及び還付金を主に413万8,000円を追加し、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に1,705万6,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に県支出金454万1,000円、支払基金交付金295万1,000円、繰入金15万6,000円、繰越金1,370万2,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第56号から議案第59号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） この際、担当課長から補足説明を求めます。関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

説明は事項別明細書により歳出から行います。恐れ入りますが、22ページをお開きください。

まず、総務費であります。総務管理費のうち、一般管理費に6万円を計上いたしました。需用費6万円につきましては印刷製本費で、市制施行50周年記念事業の1つとして来年2月21日に国際武道大学を会場にテレビ東京の「開運！なんでも鑑定団」の収録を予定しておりまして、この番組への参加者募集等のチラシの印刷代であります。

次に、財産管理費に581万3,000円を計上いたしました。需用費150万8,000円につきましては修繕料で、市役所4階大会議室の放送設備及び庁舎正面入口のバリカー等の修繕料であります。

委託料37万5,000円のうち、特殊建築物定期報告調査業務委託料26万3,000円につきましては、市役所庁舎建物の調査であります。この調査につきましては、建築基準法の規定によりまして、建築物の安全性の確保と適正な維持、保全を図り、事故の発生を未然に防ぐことを目的といたしまして、不特定多数の方が利用する一定規模以上の建築物について、一定期間ごとに、その建物の損傷、腐食、その他の劣化の状況を建築士等の資格を有する者に調査をさせ、その結果を県に報告することと義務づけられているため、今回、市役所庁舎を初め、各公共施設の調査を行うための予算を各項目ごとに計上したものであります。

次に、アスベスト調査業務委託料4万2,000円につきましては、市役所庁舎屋上の屋根金属板裏の吹きつけ剤の調査であります。アスベストにつきましては、平成17年度に市の施設を一斉調査いたしました。検出された箇所につきましては既に除去処理等を実施済みであります。アスベストは6種類あるとされており、当時の調査対象から外れていた3種類のアスベストが最近になって建

築材の吹きつけ剤から検出されたため、前回調査した箇所ではアスベストが検出されなかった箇所を再度調査するものであります。

なお、この予算につきましても、各科目ごとに計上しております。

続きまして、工事請負費390万円につきましては、テレビ共同受信施設改修工事費でありまして、市役所庁舎建築時に電波障害対策として設置いたしました共同アンテナの地上デジタル放送対応化工事であります。

次に、積立金3万円につきましては、ふるさと応援基金積立金で、既に1人の方から3万円の寄附金をいただいておりますので、これを基金に積み立てようとするものであります。

次に、情報管理費に745万5,000円を計上いたしました。委託料745万5,000円につきましては、住民情報システム修正業務委託料で、平成21年10月から実施されます個人住民税の年金からの特別徴収に伴いまして、既存の住民情報システム改修業務委託料であります。

次に、徴税費のうち、税務総務費に189万2,000円を計上いたしました。この計上につきましては、先ほど申し上げました個人住民税の年金からの特別徴収を実施するに当たりまして、社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルシステムを経由する必要があるために、ここへの接続に必要なアプリケーション・サービス・プロバイダシステムの導入経費と、同協議会への加入経費等を計上したものであります。

次に、賦課徴収費に834万5,000円を計上いたしました。償還金利子及び割引料834万5,000円につきましては、市税税源移譲特例還付金で当初予算に500万円を計上いたしましたが、還付申告の実績に伴う不足分の計上であります。

次に、選挙費のうち、海区漁業調整委員会委員選挙費270万8,000円の減額につきましては、無投票による各経費の減額であります。

24ページをお開きください。次に、統計調査費のうち、各種統計調査費17万4,000円の計上につきましては、漁業センサス調査に係る県の積算基準変更に伴う追加計上であります。

26ページをお開きください。民政費であります。社会福祉費のうち、社会福祉総務費に1億4万5,000円を計上いたしました。積立金1億4万5,000円のうち、勝浦市福祉基金積立金4万5,000円につきましては、定期預金運用利子の積み立てであります。

小高御代福祉基金積立金1億円につきましては、7月29日に小高芳男氏からいただきました寄附金を積み立てるものであります。

次に、障害者福祉費に550万4,000円を計上いたしました。負担金補助及び交付金103万6,000円につきましては、グループホーム等運営費補助金で、新規事業といたしまして、小規模な障害者グループホーム3施設及びケアホーム3施設に対し、施設運営費の一部を補助するものであります。

次に、扶助費431万6,000円のうち、障害者福祉サービス事業運営円滑化事業費401万6,000円につきましては、いすみ市内にありますあかね園からの追加申請に伴う計上であります。

次に、老人福祉費に15万6,000円の計上であります。これにつきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、国民健康保険費27万円の計上につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

次に、児童福祉費のうち、児童福祉総務費に4万円を計上いたしました。事業費4万円につきましては、印刷製本費で、乳幼児医療費助成事業に係る受給券の様式変更に伴う印刷代であります。

保育所費に46万円を計上いたしました。需用費38万円につきましては、修繕料で、興津保育所と上野保育所の浄化槽排水ポンプ等の修繕料であります。

備品購入費8万円につきましては、東保育所の冷凍庫の購入費であります。

生活保護費のうち、生活保護総務費81万円の計上につきましては、節、説明欄記載のとおりであります。

扶助費に4,232万円を計上いたしました。生活保護費で、医療扶助対象者等の増加に伴う追加計上であります。

28ページをお開きください。衛生費であります。保健衛生費のうち、老人保健費に2万9,000円を計上いたしました。償還金利子及び割引料2万9,000円につきましては、老人医療費適正化推進費国庫補助金返還金で、平成19年度の精算に伴う返還金であります。

次に、清掃費のうち、清掃総務費に242万円を計上いたしました。役務費130万1,000円につきましては、収入証紙売払手数料を歳入に振りかえるための財務会計処理上の予算計上でありまして、歳入にも同額を計上いたしました。

次に、負担金補助及び交付金111万9,000円につきましては、勝浦市生ごみ処理容器等購入費補助金で、申請件数の増加に伴う追加計上であります。

次に、塵芥処理費に960万4,000円を計上いたしました。需用費95万円につきましては、ごみ処理施設の焼却灰搬出用コンベヤの修繕料であります。

委託料865万4,000円のうち、アスベスト調査業務委託料12万6,000円につきましては、クリーンセンター電気室等の調査業務であります。

廃プラスチック運搬処理等業務委託料852万8,000円につきましては、本年度から分別収集を始めておりますプラスチック製容器包装類の処理量の増加に伴う追加計上であります。

次に、し尿処理費に883万7,000円を計上いたしました。事業費203万円につきましては、し尿処理施設内電気設備の取りかえ修繕及びバキューム車両の修繕料であります。

委託料640万7,000円のうち、脱水汚泥等運搬処理業務委託料600万7,000円の計上につきましては、委託していた業者が処理施設の改修工事が必要となったため、他の業者に委託がえをしたことに伴う処理単価の増額による追加計上であります。

次に、簡易前処理方法検討業務委託料40万円につきましては、有用微生物を活用した浄化槽汚泥処理方法の検討業務委託料であります。

○議長（水野正美君） 説明中ではありますが、11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） それでは、先ほどの続きでございますが、28ページをお開きください。し尿処理費の公有財産購入費ですが、40万円を計上いたしました。これにつきましては、し尿処理設備の購入費でありまして、活性炭再生炉ドラフト用送風機の本体を購入いたしまして、職員により交換をするものであります。

続きまして、30ページをお開きください。農林水産業費であります。農業費のうち、農業委員会費に10万3,000円を計上いたしました。報酬8万3,000円につきましては、標準小作料協議会委員報酬で、3年に1度、標準小作料を改定するためのものであります。

次に、農地費に30万円を計上いたしました。負担金補助及び交付金30万円につきましては、かんがい排水整備事業費補助金で、揚水ポンプ等の修繕等に係る補助金であります。

林業費に510万9,000円を計上いたしました。工事請負費378万円につきましては、小規模治山緊急整備事業費で、川津字茱ノ木地先の落石防護工事であります。

負担金補助及び交付金130万7,000円につきましては、森林機能強化対策事業補助金で、上野地区、総野地区の育林事業者が行う森林の下刈り、枝打ち、間伐等に対する補助であります。

32ページをお開きください。土木費であります。土木管理費のうち、土木総務費に120万円を計上いたしました。工事請負費120万円につきましては、市指定土捨場門扉設置工事費で、市道部原布施線に隣接する部原字六羅田地先への設置であります。

道路橋りょう費のうち、道路橋りょう総務費に690万円を計上いたしました。委託料690万円につきましては、道路台帳補正業務委託料で、平成19年度中の道路整備等により幅員等に変動のあった箇所及び新たに市道認定した路線の補正業務であります。

次に、道路維持費に390万円を計上いたしました。工事請負費390万円のうち、排水整備工事費240万円につきましては、中谷関谷線ほか3路線であります。

緊急応急工事費150万円につきましては、今後の緊急対応分としての追加計上であります。

次に、道路新設改良費に400万円を計上いたしました。委託料300万円につきましては、測量業務委託料で、名木地先の市道中島名木線に係る用地測量であります。

次に、工事請負費100万円につきましては、道路舗装新設工事費で、蟹田地先の市道坂下池成線であります。

次に、河川費のうち、河川改良費に30万円を計上いたしました。工事請負費30万円につきましては、墨名川上流水路の堆積土砂撤去工事費であります。

次に、都市計画費のうち、公園費に25万円を計上いたしました。需用費のうち、修繕料5万円につきましては、遊具等の緊急対応分の追加計上であります。

34ページをお開きください。消防費であります。消防施設費に717万円を計上いたしました。委託料及び工事請負費ともに消防団第9分団第1班、これは白井久保、芳賀、蟹田班になりますが、この班の消防詰所の建てかえに係る設計及び建築工事費等の計上であります。

次に、36ページをお開きください。教育費であります。小学校費のうち、学校管理費に192万5,000円を計上いたしました。委託料114万5,000円のうち、特殊建築物定期報告調査業務委託料89万3,000円につきましては、勝浦小学校を除く7校分であります。

次に、アスベスト調査業務委託料25万2,000円につきましては、豊浜小、興津小、清海小及び上野小学校の4校であります。

備品購入費78万円につきましては、郁文小学校の遊具、ジャングルジムの購入費であります。

次に、勝浦小学校改築事業費につきましては、財源の組み替えであります。

中学校費のうち、学校管理費に41万円を計上いたしました。委託料41万円につきましては、特殊建築物定期報告調査業務委託料で、興津中学校及び北中学校であります。

なお、勝浦中学校につきましては、耐震補強工事等が予定されておりますので、調査委託は行わ

ず、職員が報告書を作成して報告する予定となっております。

次に、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業費に1,630万円を計上いたしました。委託料1,630万円につきましては、設計業務委託料で平成20年度から21年度までの債務負担行為を設定し、限度額1,680万円のうち、20年度分の1,630万円の計上であります。

次に、社会教育費のうち、社会教育総務費に3万円を計上いたしました。これにつきましては、人材育成基金積立金で、定期預金運用利子の積み立てであります。

公民館費4万2,000円の計上につきましては、アスベスト調査業務委託料で、中央公民館2階和室の壁の材質の調査であります。

次に、市民会館費に78万4,000円を計上いたしました。需用費67万円につきましては修繕料で、市民会館の暖房用温水ボイラーのバーナー交換及び煙突の修繕であります。

委託料8万4,000円につきましてはアスベスト調査業務委託料で、玄関ホールの壁材質の調査であります。

積立金3万円につきましては文化会館建設基金積立金で、定期預金運用利子の積み立てであります。

図書館費14万円の計上につきましては、浄化槽の排水ポンプ等の修繕料であります。

次に、コミュニティ集会施設費に12万6,000円を計上いたしました。委託料12万6,000円につきましてはアスベスト調査業務委託料で、勝浦、上野及び総野集会所の和室の壁材質の調査であります。

38ページをお開きください。保健体育費のうち、保健体育総務費に76万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成22年9月から10月にかけて開催されます夢半島ちば国体で勝浦市が馬術競技会場となりますので、この準備のための経費として、臨時職員1名の賃金及び今年度開催されます大分国体への視察旅費等を計上したものであります。

次に、体育施設費に539万2,000円を計上いたしました。委託料29万2,000円のうち、アスベスト調査業務委託料4万2,000円につきましては、勝浦柔剣道場の調査であります。

その他委託料といたしまして、樹木伐採委託料25万円につきましては、市営グラウンド用地の梨ノ木団地側側面、のり面の樹木伐採であります。

工事請負費510万円につきましては、市有地災害防除工事費で、市営グラウンド用地の一部であります沢倉の元丸二木材店裏ののり面の崩落防止柵設置工事費であります。

次に、学校給食費264万7,000円の計上につきましては、職員の退職に伴います臨時職員賃金等の追加計上であります。

40ページをお開きください。災害復旧費であります。公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋りょう等災害復旧費に3,429万4,000円を計上いたしました。これにつきましては、6月22日の大雨による災害復旧費で、工事請負費3,219万7,000円のうち、道路災害復旧工事費1,659万8,000円につきましては、部原川津勝浦線ほか2路線であります。

河川災害復旧工事費1,559万9,000円につきましては、新戸川ほか3カ所であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。16ページをお開きください。

分担金及び負担金であります。分担金のうち、農林水産業費分担金に37万8,000円を計上いたしました。林業費分担金37万8,000円につきましては、川津字茱ノ木地先の小規模治山緊急整備事業分担金で、市負担金の15%に当たる地元負担金であります。

次に、使用料及び手数料であります。手数料のうち、衛生手数料に130万1,000円を計上いたしました。清掃手数料130万1,000円のうち、塵芥処理手数料及びし尿処理手数料ともに収入証紙販売手数料の歳出からの振り替えと同額の計上であります。

国庫支出金であります。国庫負担金のうち、民生費国庫負担金に3,174万円の計上であります。生活保護費負担金で、補助率4分の3であります。

災害復旧費国庫負担金に2,287万4,000円の計上であります。公共土木施設災害復旧費負担金で、6月22日に被災いたしました市道3路線、河川4カ所の工事費に対する66.7%分の負担金であります。

次に、国庫補助金のうち、教育費国庫補助金に84万8,000円の計上であります。小学校費補助金84万8,000円につきましては、安全・安心な学校づくり交付金で、勝浦小学校屋外教育環境整備事業費確定に伴う交付金の追加計上であります。

次に、県支出金であります。県補助金のうち、民生費県補助金に378万8,000円の計上であります。社会福祉費補助金378万8,000円のうち、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金及びグループホーム等運営費補助金、ともに補助率4分の3であります。

次に、農林水産業費県補助金に240万2,000円の計上であります。農業費補助金240万2,000円のうち、標準小作料改定事業補助金8万8,000円につきましては、補助率10分の10以内であります。

18ページをお開きください。説明欄の森林機能強化対策事業費補助金105万4,000円につきましては、補助率10分の4であります。

小規模治山緊急整備事業補助金につきましては、補助率3分の1であります。

次に、消防費県補助金に122万7,000円の計上であります。消防防災施設強化事業補助金106万1,000円につきましては、消防詰所工事費の6分の1の補助であります。

自主防災組織緊急設置促進事業補助金16万6,000円につきましては、補助基準限度額50万円の3分の1の計上であります。

次に、教育費県補助金に23万5,000円の計上であります。社会教育費補助金23万5,000円につきましては、放課後子どもプラン推進事業費補助金で、サッカー教室ほか3事業に対する補助金で、補助率3分の2であります。

委託金のうち、総務費委託金に201万6,000円の計上であります。徴税費委託金455万円につきましては、県税徴収交付金で、歳出に計上いたしました税源移譲特例還付金のうち、県民税還付分であります。

選挙費委託金270万8,000円の減額につきましては、千葉海区漁業調整委員会委員選挙事務委託金で、無投票による減額であります。

統計調査費委託金17万4,000円につきましては、漁業センサス委託金で、歳出の10分の10の計上であります。

次に、財産収入であります。財産運用収入のうち、利子及び配当金に10万5,000円を計上いたしました。基金利子10万5,000円につきましては、いずれも定期預金運用利子の計上であります。

次に、寄附金であります。民生費寄附金の1億円につきましては、小高芳男氏からいただいた寄附金であります。

ふるさと応援寄附金3万円につきましては、7月9日に東京都在住の方からいただいた寄附金であります。

20ページをお開きください。繰入金であります。特別会計繰入金のうち、老人保健特別会計繰入金10万8,000円の減額につきましては、平成19年度分の精算確定に伴う減額であります。

介護保険特別会計繰入金4,000円の計上につきましても、平成19年度分の精算に伴う繰り入れであります。

繰越金であります。繰越金に8,897万1,000円を計上いたしました。前年度純繰越金であります。

次に、諸収入であります。雑入に10万円を計上いたしました。これは千葉県スポーツ振興基金助成金であります。

市債であります。消防債に500万円を計上いたしました。消防施設整備事業債で、充当率90%であります。

教育債に640万円を計上いたしました。小学校債130万円につきましては、屋外教育環境整備事業債で、国の交付金対象経費の変更に伴う追加計上であります。

保健体育債510万円につきましては、自然災害防止事業債で、市営グラウンド用地落石防止柵設置工事費の充当率100%であります。

次に、臨時財政対策債490万円の計上につきましては、起債の限度額確定に伴う追加計上であります。

災害対策債に1,140万円を計上いたしました。公共土木施設災害復旧事業債で、現年発生補助災害復旧事業債で、市道3路線、河川4か所の復旧事業費の充当率100%を見込んで計上いたしました。

以上をもちまして一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（水野正美君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（水野正美君） 次に、議案第60号ないし議案第64号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、いずれも決算認定についてであります。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第60号から議案第64号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成19年度の各会計決算でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第60号について申し上げます。本件は、平成19年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

平成19年度の本市の財政運営は、市税等歳入確保に努める一方で、歳出面では経費の節減合理化に努めるとともに、限られた財源の効率的な執行に留意し、平成19年度から平成20年度までの2か年継続事業により、勝浦小学校屋外教育環境整備事業を初め、子育て支援として、乳幼児医療費助成の拡充及びふさの放課後ルームの開設、防災アセスメント調査事業、道路・交通基盤の整備、産業の振興等、市民福祉の向上と市勢の発展を図るための諸施策、事業を実施いたしました。

その結果、決算規模は、歳入で71億9,227万6,679円、歳出で70億692万4,598円であります。歳入歳出差引残額は1億8,535万2,081円となりました。この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で4億8,628万2,184円の減、歳出で4億3,686万9,771円の減であります。

次に、議案第61号について申し上げます。本件は、平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で29億1,630万3,917円、歳出で26億6,001万7,983円であります。歳入歳出差引残額は2億5,628万5,934円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は17億4,015万6,210円で、前年度の16億7,135万6,842円に対し、6,879万9,368円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で7,415万7,843円、歳出で7,348万8,683円あります。歳入歳出差引残額は66万9,160円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ8,505人となりました。

次に、議案第62号について申し上げます。本件は、平成19年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入歳出ともに24億4,632万4,263円あります。したがって、歳入歳出差引残額はございません。

老人保健法の規定に基づき、75歳以上の者及び一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の者を対象に医療費の給付を行いました。

次に、議案第63号について申し上げます。本件は、平成19年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で14億6,152万4,650円、歳出で14億4,782万1,893円あります。歳入歳出差引残額は1,370万2,757円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は13億5,177万8,663円で、前年度の12億2,066万60円に対し、1億3,111万8,603円の増となりました。

次に、議案第64号について申し上げます。本件は、平成19年度勝浦市水道事業会計決算であります。

業務状況につきましては、年間総給水量338万4,665立方メートル、1日最大給水量1万3,306立方メートル、1日平均給水量9,248立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益8億5,578万9,897円に対し、水道事業費用7億4,881万3,721円で、1億697万6,176円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入3億4,165万7,700円に対し、資本的支出は5億3,152万2,904円あります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,986万5,204円は、当年度分消費税資本的収支調整額848万330円、過年度分損益勘定留保資金2,390万6,248円、当年度分損益勘定留保資金1億3,052万7,575円及び繰越利益剰余金処分額2,695万1,051円で補てんいたしました。

以上で議案第60号から議案第64号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長（水野正美君） 日程第7、報告であります。

報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第4号及び報告第5号について申し上げます。

初めに、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であり、平成19年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであります。

次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であり、平成19年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、両報告ともに過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○議長（水野正美君） 次に、議案第60号ないし議案第64号の決算認定についての提案理由の説明並びに報告第4号及び報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。深堀代表監査委員。

〔監査委員 深堀金次郎君登壇〕

○監査委員（深堀金次郎君） ただいま議長からご指名がありましたので、平成19年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに健全化審査について、刈込監査委員ともども慎重に審査いたしましたので、その結果について申し上げます。

まず初めに、審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書、その他政令等で定める書類は適法に作成され、予算の執行が地方自治法並びに地方財政法等、関係法令の規定の趣旨に沿って実施されているか否か、計数は正確であるか等に重点を置きまして、関係職員に説明を求めながら審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、その他政令等で定める書類はいずれも法令に準拠して作成され、かつ予算の執行は所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数

も正確で、決算は正確なものと認められました。

次に、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました水道事業会計の決算書及び附属書類が地方公営企業法の規定に準拠して作成され、企業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかどうか、また、経営活動が地方公営企業法に規定されている基本原則に沿って目的どおり執行されているか否か、さらには決算諸表と関係帳簿の照合による計算の正否の確認等に主眼を置きまして、関係職員に説明を求め実施いたしました。

その結果、決算については、いずれも適法なものと認めたところでございます。

なお、各会計の決算の概要につきましては、皆様のお手元に配布してあります決算審査意見書の中で詳細に申し述べてありますので、これによりご承知くださるようお願いいたします。

続きまして、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による、平成19年度勝浦市財政健全化審査及び同水道事業会計経営健全化審査を実施いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置きまして、関係職員に説明を求めながら審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計経営健全化審査結果について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き、関係職員に必要な説明を求め、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要と、その数字的なものにつきましては、皆様のお手元に配布してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中に詳細に記述してありますので、これによりご承知くださるようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成19年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに健全化審査意見についての報告を終わります。

○議長（水野正美君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（水野正美君） 日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月9日は、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、明9月9日は休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
なお、9月10日は午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時41分 散会

本日の会議に付した事件

- 1. 諸般の報告
- 1. 市長の行政報告
- 1. 会期の決定
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 議案第50号の総括審議
- 1. 議案第51号～議案第64号の上程・説明
- 1. 報告第4号～報告第5号の報告
- 1. 休会の件